

国立療養所長島愛生園における自動販売機等の
設置・運営者の公募の公示

国立療養所長島愛生園（以下「当園」という。）は、当園内における入所者及び職員等（以下「入所者等」という。）のための自動販売機等の設置・運営者（以下「運営者」という。）を公募することとしますので、希望する者は次のとおり企画書を提出願います。

令和7年1月15日

国立療養所長島愛生園

園長 山本典良

1. 事業概要

(1) 事業名

国立療養所長島愛生園における自動販売機等の設置・運営事業

(2) 運営内容

運営者は、当園の土地及び建物の一部を有償で借り受け、当園と協議のうえ運営に必要な設備整備等を行い、入所者等のための自動販売機等の運営の全般を実施する。

(3) 一時使用許可期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日（1年間）

なお、使用許可期間満了の日の2ヶ月前までに所定の様式により使用許可の更新申請がなされた場合であって、当園がこれを認める場合は、使用許可期間を1年間継続許可する。次年度以降も同様の方法により取扱うことができる。

ただし、自動販売機の継続設置許可は最大4回（令和12年3月31日以降の継続許可は認めない。）までとする。

(4) 現在指定の自動販売機等の設置・運営場所等(別添図面等参照)

①国立療養所長島愛生園「洗濯棟」の前面部 土地…3.50㎡

②国立療養所長島愛生園「看護学校」入口右部 土地…1.98㎡

③国立療養所長島愛生園「かわせみ舎」南側 土地…2.70㎡

※使用面積はH31.4.1現在であり、使用許可された相手方の設置する機器による変更を認める。

④一時使用料

参考：令和6年度…①②③合算(8.18㎡)1,586円（消費税込）

○使用した電気、水道、ガス等の料金は、当園がメーター等により確認のうえ計算し、運営者へ請求するので、速やかに納付すること。

2. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 企画書の提出者に要求される資格

次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条による一般競争に参加させることができない者及び、第71条の規定による一般競争に参加させないことができる者と

同様の者でないこと。

- 2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 3) 岡山県内に本店、支店、営業所を有している法人又は個人であること。
- 4) 法人等（個人を含む）を設立して5年以上経過しており、自動販売機について、各々良好な運営実績が3年以上あること。
- 5) 法人等（個人を含む）の財政状況、損益状況及び資金状況に問題がないこと。
- 6) 厚生労働省（所属施設を含む）から業務等に関し指名停止を受けている期間中の者で無いこと。
- 7) 当該事業を一時使用許可期間中、継続的に運営できる能力があること。
- 8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、厚生労働省発注の入札から排除要請があり、当該状態が継続している者で無いこと。
- 9) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この企画書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
 - ①厚生年金保険
 - ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
 - ③船員保険
 - ④国民年金
 - ⑤労働者災害補償保険
 - ⑥雇用保険注：各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続きを完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続きを完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納が無い（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。
- 10) 過去1年以内に、労働関係法令の違反を行っていることにより送検処分がなされ著しく信用を失墜しており、当該業務遂行に支障を来すと判断される者でないこと。
- 11) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該業務遂行に支障を来すと判断される者でないこと。

3. 候補者の選定

「国立療養所長島愛生園における自動販売機等の設置・運営業務に係る企画書募集要領」に基づき提出された企画書等について評価を行い、候補1者を選定する。

4. 手続等

(1) 担当課・係

〒701-4592岡山県瀬戸内市邑久町虫明6539

国立療養所長島愛生園会計課施設管理班施設管理係

電話0869-25-0321（内線230又は852）

(2) 資料の交付期間及び場所

①交付期間 令和7年1月15日（水）から令和7年1月29日（水）までの9時00分から17時00分まで。

ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日は除く。

②交付場所（1）に同じ

(3) 質疑の受付及び回答

①受付期間応募申込書に関する質疑については、令和7年1月15日（水）から令和7年1月23日（木）までの9時00分から17時00分まで

企画書に関する質疑については、令和7年1月15日（水）から令和7年2月3日（月）まで

ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日

②質疑の受付先（1）に同じ。

③質疑の回答応募申込書に関する質疑の回答については、令和7年1月24日（金）17時00分までに

企画書に関する質疑の回答については、令和7年2月7日（金）17時00分までに質問者に対してFAXにて行う。

ただし、企画書に関する質疑の回答については、「応募申込書」の提出が無かった者の質問には回答しない。

(4) 参加希望者の登録期限、場所及び方法

①登録期限 令和7年1月29日（水）15時00分

②登録場所及び方法（1）に同じ別紙「応募申込書」を持参し、提出のこと。

(5) 企画書の提出期限、場所及び方法

①提出期限 令和7年2月14日（金）15時00分

②提出場所及び方法（1）に同じ「企画書」は直接持参し、提出のこと。

5. 企画提案会（プレゼンテーション）の開催等

原則行わないが、当園会計課施設管理班担当者（以下「担当者」という。）が要請した場合は、追加資料の提出又はヒアリング等を行う場合がある。

6. 企画の選定等

参加表明書に基づき企画書を提出した者の中から、当園評価委員会にて選定を行い、その結果は遅滞なく企画書提出者に通知する。

7. その他

(1) 手続において使用する言語は日本語とする。

(2) 本公示に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加条件に違反した者の企画書は無効とする。

(3) 一時使用許可書作成の要否・・・要（国有財産法、財務省通達(蔵管1号)による）

(4) 詳細は、別添「募集要領」のとおり。